

○総務省令第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣 佐藤 勉

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第四節の十二 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五）」

第四節の十二の二 デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五の二）」

を「第四節の十二 デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五）」に改める。

第三条第一号中「第七号に規定する空港無線電話通信及び第八号」を「第七号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項の表六の項中「、第四十九条の十五」を削る。

第四章第四節の十二を削る。

第四章第四節の十二の二中第四十九條の十五の二を第四十九條の十五とし、同節を同章第四節の十二とする。

第四十九條の二十三第一号イ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ 携帯移動地球局の送信装置の条件

- (1) 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調、十六値振幅位相変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。
- (2) 変調信号は、パルスにより構成されるものであること。
- (3) 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ハ 携帯移動地球局が送信又は受信する電波の偏波は、直線偏波又は円偏波であること。

第五十八條中「、八三〇」を超え八八七 以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局及び空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

別表第一号注23中「~~第31(10)~~」を「~~第31(9)~~」に改め、同表注31中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(20)までを(3)から(1)までとする。

別表第二号第17から第23までを次のように改める。

第17から第23まで ~~削除~~

別表第二号第40を次のように改める。

第40 1,621.35MHz から1,626.5MHz までの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は 第1から第4までの規定にかかわらず 31.5kHz とする。

別表第三号1中「~~空港無線電話通信を行う無線局 空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う浦線局~~」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。